

奈良県告示第七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、王寺町長から次のとおり字の区域を設定する旨の届出があった。

この処分のうち、新字名を南元町一丁目とするものについては平成二十一年六月一日から、新字名を南元町二丁目又は南元町三丁目とするものについては平成二十二年四月一日からその効力を生ずる。

なお、関係の区域は、別図1（設定前）及び別図2（設定後）のとおりである。

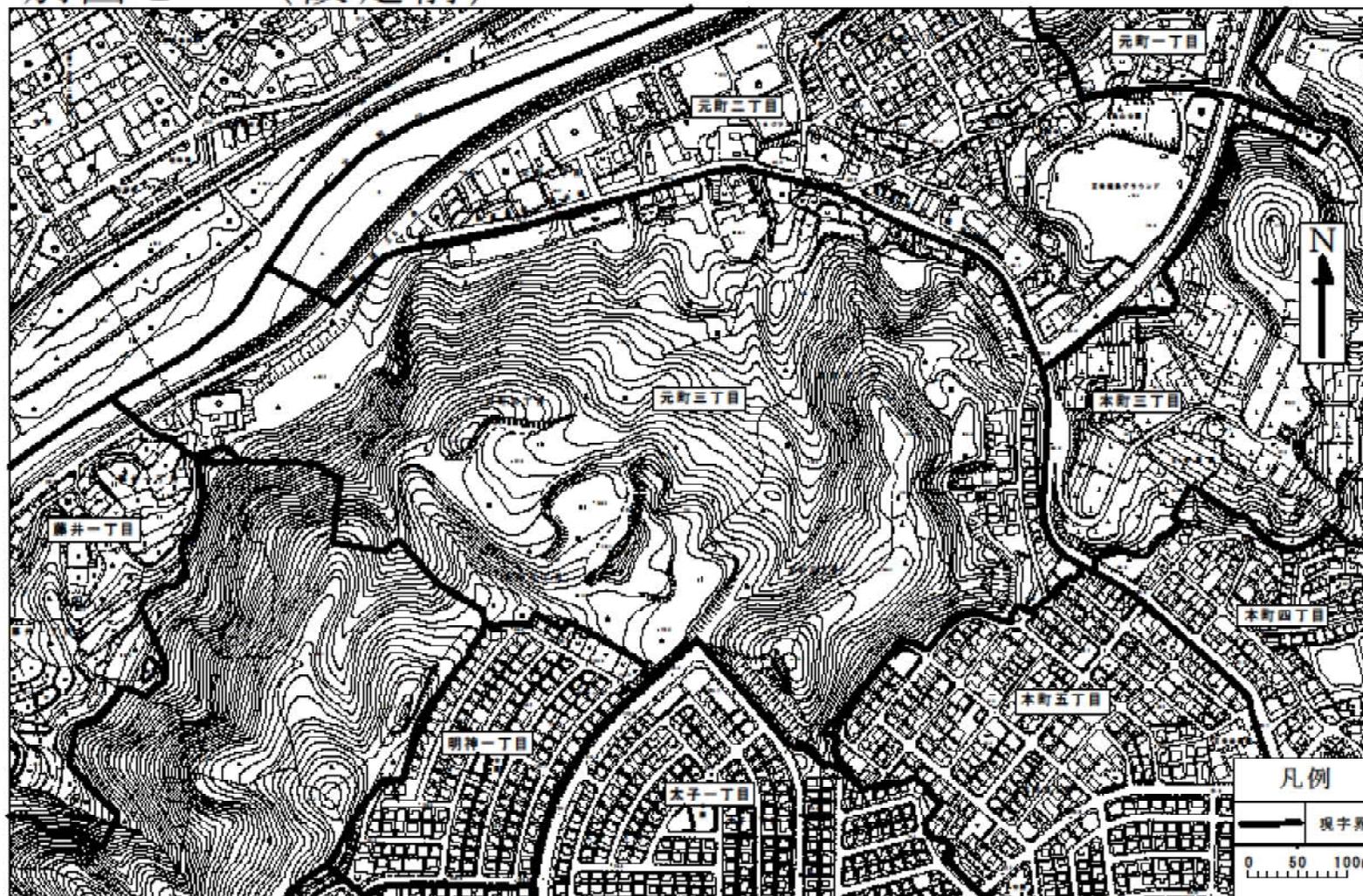
平成二十一年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

新字名	現字名	新字となる区域
南元町一丁目	元町三丁目（一部）	元町三丁目二五二五の一、二五二五の三の一部、二五二五の八、二五二五の九、二五二五の一から二五二五の二四まで、二五二五の二六、二五二五の二八、二五二五の三二、二五二五の三四から二五二五の五四まで、二五二五の五六から二五二五の七七まで、二五二五の七七から二五二五の九九まで、二五二五の一〇一から二五二五の一〇七まで、二五二五の一〇九から二五二五の一五二まで、二五二五の一五五から二五二五の一七三まで、二五二五の一七五、二五二五の一七七から二五二五の二二二まで、二五六二の二、二六三〇の三、二六三〇の五及び二六四五の一六
南元町二丁目		元町三丁目二四九四の一の一部、二四九四の四、二五二五の六、二五二五の七、二五五二の一、二五五二の二、二五五三の一、二五五三の二、二五六二の一の一部、二五六二の五、二五六二の六、二五八一の一の一部、二五八一の二、二六二一の一、二六二一の二、二六二二、二六二三、二六二四、二六二五、二六二六、二六二七、二

	南元町三丁目
<p>六二八の一の一部、二六二八の二、二六三〇の一の一部及び二六三〇の六並びにこれらの区域に介在する道路及び水路である町有地の一部</p>	<p>元町三丁目八六五の一五七の一部、二五二五の一〇、二五六二の一の一部、二六二八の一の一部、二六三〇の一の一部、二六三〇の七、二六四五の二、二六六四の三、二六六七の二、二六八二の二の一部、二七三二の二、二七三二の四及び二七三三の二並びにこれらの区域に介在する道路及び水路である町有地の一部</p>

別図 1 (設定前)



別図2 (設定後)

